

清和町自治会細則

(目的)

第1条 本細則は、清和町自治会会則(以下「会則」という)第18条に「基づき、会則の円滑な運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(慶弔)

第2条 会則第5条1項1号関係は次のとおりとする。

- (1) 会員が死亡した場合には、香典(自治会1万円、当該組5千円)を贈る。(ただし、訃報から1ヶ月以内に「訃報届け」を提出した場合に限る。)
- (2) その他、会員及び団体に対して慶弔を表す必要が生じた場合には、その可否を、役員合議の上、決定する。ただし、1件5千円以内とする。
- (3) 前各号の慶弔の返礼は、不要とする

(支援活動)

第3条 会則第5条1項2号関係は次のとおりとする。

- (1) 高齢者及び病気等の生活弱者に対し、隣人及び組長は自治会長等に連絡するとともに、同意を得て必要な支援を行うことができる。
- (2) 役員会は、支援部会を設置し、必要な活動を検討して行うことができる。
なお、費用や体制等の問題が生じた場合は行政等と連携を図り、健全な支援活動と環境整備に努める。

(組編成)

第4条 会則第6条、第7条関係の組の編成は別表1のとおり定める。

(活動費)

第5条 会則第6条に定める役員に対しては年間、次の活動費を支給する。

- | | |
|--------|---------|
| (1)会 長 | 30,000円 |
| (2)副会長 | 10,000円 |
| (3)会 計 | 10,000円 |
| (4)組 長 | 3,000円 |

活動費の支給は、毎年4月の役員会において支給し、任期途中の退任に対しては、未経過月数分(端日数は切り捨てる)を返納するものとする。なお、補欠の役員に対しては、前任者の残任期間分(端日数は切り捨てる)を支払う。

(役員を選出)

第6条 会則第7条関係の役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 役員を選出基準で会長、副会長及び会計は、原則として、75歳以下とする。
また、組長職については、その遂行が困難な場合は、辞退することができる。この場合、辞退

する理由書等を当該のブロック長(広報委員・支援委員)に提出し、会長の承認を必要とする。

(2)年齢は該当、年の4月1日現在の年齢とする。

なお、年齢は、公的証明書による確認をするものとする。

(所属団体の活動)

第7条 会則第13条第1項3号関係は次のとおりとする。

(1)自治会の活動の一環として「清和町サロン和」に補助金を支給するものとする。

(2)各会の補助金申請は各会の会長の申請に基づき支給し、自治会長は各会に活動報告及び会計監査を求めることができるものとする。

(3)新たに部会を発足し、活動を行う場合は、自治会長に申請し、役員会の承認のうえ、自治会所属団体として新たに登録される。なお、全所属団体は総会において、当該年度中の活動状況等を報告することとする。

(会計)

第8条 会則第14条関係は次のとおりとする。

(1)会計費の使用については、役員会の承認を得なければならない。

ただし、総会で承認された予算の支出及び消耗品の購入費は除く。

(2)交通費の支出は公共交通機関(JR、バス等)のみとし、タクシー等の利用は特別な事由ない限り認めない。

(3)会計証拠書類は5年間保管する。

(自治会費)

第9条 会則第15条関係は次のとおりとする。

(1)会費は、組長が上・下半期の各6ヶ月の会費を4月及び10月の各14日まで徴収し、会計役員に納めるものとする。

(2)新会員の会費の徴収は、居住の始まった月からとする。

ただし、居住日数が15日未満の場合は翌月分からとする。

(3)年度途中の退会者には、その日の属する翌月以降の会費を返還(免除)する。

ただし、退会月の居住日数が15日未満の場合は退会月からとする。

(会計報告)

第10条 会則第17条関係は次のとおりとする。

行事毎(夏祭り等)に会計報告をする。

付則 この細則は、平成5年4月4日から施行する。

付則 この細則は、平成6年3月27日から施行する。

付則 この細則は、平成9年3月1日から施行する。

付則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

付則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

付則 この細則は、平成22年10月1日から施行する。

付則 この細則は、平成26年3月30日から施行する。

付則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

付則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

付則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

付則 この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

組	統合番	組	統合番	組	統合番
1組	1番・9番	8組	8番・13番	20組	20番・23番
2組	2番・3番	10組	10番・12番	22組	16番・22番・29番
4組	4番・11番	14組	14番・15番	24組	24番
5組	5番	17組	17番・18番	26組	26番・29番の一部
6組	6番・7番	19組	19番	27組	25番・27番・28番

※21組は全戸自治会脱退のため組表より削除

令和8年4月1日から運用